

契約と消費者の権利

現代社会

憲法

政治

経済

国際社会

これから

今日の問い

消費者はどうやって守られ、商品はどのように私たちに届くのだろう。

読み終えたら、最後の「問いへの答え」を見る前に、自分の言葉で答えてみよう。

1 契約と消費者の権利

消費者保護

けいやく
契約

申し込みと承諾で成立する約束。

しょうひしゃきほんほう
消費者基本法

2004年に消費者保護基本法を改めた、消費者の権利を定めた法律。

クーリング・オフ

一定期間内なら無条件で契約を解除できる制度。

買い物は、一方の申し込みと相手の承諾、つまり売る側と買う側の合意で成立する**契約**である。契約は原則として自由だが、いったん成立すると守る責任がある。成年年齢は2022年から18歳で、未成年者が保護者の同意なしに結んだ契約は、原則として取り消せる。しかし、企業は商品の知識や情報が多く、消費者は不利になりやすい。しつこい勧誘などの悪質商法も後を絶たない。

そこで、消費者を守る法律がつくられた。2004年に消費者保護基本法を改めた**消費者基本法**は消費者の権利を定め、**消費者契約法**は事業者の不当な勧誘で結んだ契約を取り消せるとしている。訪問販売などで契約したときも、一定期間内なら無条件で契約を解除できる**クーリング・オフ**が使える。欠陥商品で被害を受けたとき、企業に責任を求めやすくする**製造物責任法**(PL法)もある。国には**消費者庁**が置かれ、各地の消費生活センターでは、困ったときの相談を受けつけている。契約書をよく読み、おかしいと思ったらすぐ相談することが大切である。

2 流通のしくみ

商品が届くまで

りゅうつう
流通

商品が生産者から消費者に届くまでの流れ。

おろしうりぎょうしゃ
卸売業者

生産者から買い、小売業者に売る業者。

こうりぎょうしゃ
小売業者

商品を消費者に売る店。

商品は、生産者から消費者に届くまでに、ふつうは**卸売業者**や**小売業者**などの**商業**をへる。この流れを**流通**という。商業は、商品を仕入れて売ること、生産者と消費者をつなぐ役割をもつ。生産者は多くの小売店に一つずつ売る手間をはぶけ、小売業者は必要な商品をまとめて仕入れられる。運送や倉庫などの**物流**も流通を支えている。

近年は、流通の費用をおさえる工夫が進んでいる。コンビニエンスストアやスーパーでは、レジで商品の売れ方を記録する**POSシステム**を使って、売れ行きを管理し、むだなく仕入れる。卸売業者を通さず、生産者と小売店が直接取引することもある。インターネット通信販売の広がり、宅配便の役割も大きくなっている。商品が届くまでの運送や保管の費用も、価格に含まれている。



問いへの答え

消費者は、契約を結ぶとき企業より不利になりやすいため、消費者基本法や消費者契約法、製造物責任法などが定められ、訪問販売ではクーリング・オフで契約を解除できる。商品は生産者から卸売業者、小売業者をへて消費者に届き、POSシステムなどで流通の効率化も進んでいる。

次は **ノート** で、下線に語句を書きながら確かめよう →

